

理事会の権限の一部委任について

Q. 理事会の権限の一部を、理事会の決議に基づいて他の機関（対策委員会）に委任できるか。

某組合では、退職金の支払及びその金額については、理事会で決議を行い、その支払方法、時期、金額の細部決定について、理事会が対策委員会に委任しているが、この場合対策委員会の決定事項の法的効果について（対策委員会は、理事長も含め理事4人、監事1人）。

A. 総会（総代会）又は理事会に属することとされた権限は、それぞれの機関に専属するものであって、法に別段の定めのない限り、他の機関に委任することはできないものと解する。